

週40時間を超えた場合 要点簡単まとめ

-労基法第32条を分かりやすく

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

労働時間が週40時間を超えた場合 要点簡単まとめ

労働基準法第32条により、1週間の法定労働時間は原則40時間と定められています。この時間を超えた労働は「時間外労働」となります。週40時間を超えた場合は以下のような対応が必要です。

1 時間外労働の割増賃金

時間外労働には割増賃金の支払いが必要です。通常の労働時間を超えた場合、基本賃金の1.25倍以上が支払われます（労働基準法第37条）。休日労働や深夜労働の場合、さらに高い割増率が適用されます。

時間外労働	25%以上	時間外労働 (1ヶ月で60時間を超えた部分)	50%以上
深夜労働 (22時～5時)	25%以上	休日労働	35%以上

2 管理監督者の取り扱い

労働基準法第41条により、管理監督者は時間外労働の適用外となります。ただし、深夜就業については規定されていないため、22時～5時の就業については深夜割増が適用されます。

以上のポイントを踏まえて、労働時間が週40時間を超えた場合の対応を正確に行い、法令を遵守するよう努めましょう。

3 労働時間の記録と管理

企業は労働時間を適切に記録し、週40時間を超える場合には適切に管理しなければなりません。労働時間の管理は、法的義務として徹底する必要があります（労働基準法第109条）。

4 労働基準法に違反した場合

労働基準法に違反した場合、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金が科される可能性があります。

週40時間
超えた場合

